

## (8) 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

令和5年度一般会計決算における使途状況は、次のとおりです。

(歳入)	都市計画税	674,251 千円
(歳出)	都市計画事業費等に要する経費	723,448 千円

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画 事業費等	街路費	87,909	4,302	3,800	-	77,286	2,521
	公園費	61,856	11,800	7,300	-	41,405	1,351
	下水道費	155,251	-	-	-	150,346	4,905
	区画整理費等	95,192	-	-	-	92,185	3,007
	公債費	323,240	-	-	-	313,029	10,211
	合計	723,448	16,102	11,100	-	674,251	21,995